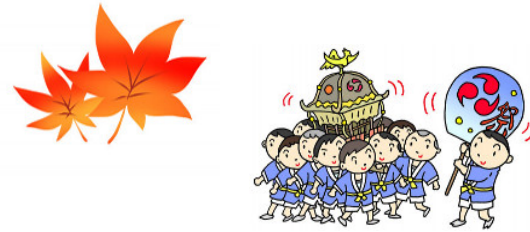


## 職員募集

ご応募お待ちしております！  
お問合せは下記へお電話ください。

### ①調理、売店スタッフ（6時間パート）

- 【資格】経験不問、要普免、厨房等での調理経験者歓迎
- 【勤務】8:00～15:00(休憩1時間)、月～金、第2・4土曜日(週5日)
- 【勤務地】ワークハウスみやま、高崎市中川長寿センター内他
- 【時給】880円から（3ヵ月の試用期間中は850円）
- 【待遇】通勤手当あり、賞与あり、有給休暇あり、雇用保険各種あり



## グループホーム入居者募集

ハーモニーやまなみ 5号・6号に空室あり  
入居を希望される方は下記までお問合せ下さい。  
見学、相談、随時受け付けています。  
5号は男性用、6号は7パートタイプで女性も可。

## レクリエーションのご案内

### 絵画教室

日時：10月9日(水) 14:00～15:00  
場所：みやま工房 事務棟 2階 会議室  
参加費：200円 材料費等

## 法人からのご案内

### 新年度(令和元年)度賛助会員募集中！

「山脈」の設立趣旨に賛同し、私達の活動を応援してくれる方を募集します。一口2,000円で何口でもかまいません。昨年に引き続き、皆様の温かいご理解とご支援を宜しくお願い致します。

賛助会員 年会費 2,000円(一口)

## 発行

特定非営利活動法人 山脈 理事長 笹澤 繁男

住所：群馬県北群馬郡吉岡町大字南下 983-2(みやま工房内)

電話：0279-54-2947 FAX：0279-54-9171

E-mail：[rep@npo-yamanami.jp](mailto:rep@npo-yamanami.jp)

URL：<http://www.npo-yamanami.jp/>

運営 就労継続支援B型事業所「みやま工房」

就労継続支援B型事業所「麦のゆめ」

主たる事業所「麦のゆめ」 従たる事業所「工房はるな」

多機能型事業所(就労継続支援A型・B型)「キッチンハウスみやま」

多機能型事業所(生活訓練・就労移行支援)「ワークハウスみやま」

グループホーム「ハーモニーやまなみ」1号・2号・3号・4号・5号・6号

(文責：笹澤賢一)

NPO  
法人

# 山脈ニュース

2019年  
10月号

## 11/2(sat)・3(sun)「しんとうふるさと公園感謝祭2019」を開催！

今年も11月2日(土)、3日(日)の両日、「しんとうふるさと公園感謝祭」を実施します。このイベントは、昨年より麦のゆめが主体となり、榛東村・榛東村商工会等のご理解を頂き、地域の方々との交流としんとうふるさと公園周辺の活性化を目的に開催しています。

今回も、多くの方々のご協力を頂き、ご家族連れで楽しめるたくさんの催しが開催されます。その一部を少しご紹介します。

(1) しんとうふるさとマルシェ 一部2日のみの出店となります。

地域の野菜や特産品、福祉施設の授産製品、軽食等を販売する青空市場。

- ・NPO 法人ばれぼれ「あいぼーとあすなろ」 焼き菓子、うどん、ラベンダー製品等
- ・NPO 法人あおぞら「工房あおぞら」 リンゴ等
- ・社会福祉法人トモロ「トモロの森」 おだんご、あんぴん餅、季節の野菜等
- ・社会福祉法人協栄会「のぞみ」 焼き芋等
- ・NPO 法人麦わら屋「麦わら屋」 味噌、弁当等
- ・しんとうふるさと夢工房 フランクフルト
- ・月屋 TSUKIYA ジャークチキン

(2) 麦のゆめ パンまつり

11月2日(土)、3日(日)に使えるパンプレゼント券を配布します。菓子パン、コッペパン、食パンなどこの機会に是非お買い求め下さい。

(3) 野外ステージコンサート 11月2日(土)のみ

5組の団体様が楽しい音楽やフラダンスを披露します。是非、こちらもお楽しみ下さい。

## 昨年の「しんとうふるさと公園感謝祭2018」の様子



## 原点回帰！新たな作業場「工房はるな」を開設！

8月1日、就労継続支援B型事業所「麦のゆめ」は、内職などの軽作業を中心とした作業場「工房はるな」を開設しました。場所は、製菓製パン事業を行う「麦のゆめ」がある「しんとうふるさと公園」から車で10分程、大きな通りから少し入った閑静な場所にあります。

昨年度より、就労継続支援B型は、障がい者の方々の経済的な自立に繋げる場として、工賃の向上を国からも強く求められ、その報酬制度体系も月額平均工賃の額により決定されるようになりました。

当法人でも、運営理念のひとつに障がい者の方々の経済的な自立の援助を掲げ、工賃の向上を目指し、「キッチンハウスみやま」の宅配弁当事業、「みやま工房」のレアメタルリサイクル事業・農業事業、「麦のゆめ」の製菓製パン事業など様々な事業を展開しています。

就労継続支援B型の多くは、障害者自立支援法(現、障害者総合支援法)の施行にともない、共同作業所等から移行してきた施設です。当法人も16年前、無認可の「みやま作業所」からスタートしました。

当時、精神障がい者の方々が利用できる社会資源は少なく、共同作業所は日中を過ごす貴重な場所でした。共同作業所の役割は、居場所、憩いの場、交流の場、生活リズムの調整、就労のための訓練の場などのリハビリ機能、生活の質(QOL)の向上など多様なものでした。

昨今、国は、今の就労系の福祉サービスに対し工賃達成や就労実績などの成果主義を大きく導入し、高工賃を達成した事業所が評価される傾向があります。

しかし、居場所、憩いの場、交流の場、リハビリ機能、生活の質の向上と言ったニーズがなくなった訳ではありません。ただ、現在の障がい者福祉サービス体系でこのニーズに応えるものが欠落していると思うのです。当法人は、共同作業所の果たしていた役割を、新たな作業場「工房はるな」にて再び模索したいと思います。今年、創立15周年を迎え、今一度、設立趣旨を思い起こすことも大切だと考えます。まさに原点回帰！



## 「ワークハウスみやま」、赤い羽根の受配を受けました！

「ワークハウスみやま」は、平成30年度赤い羽根共同募金(広域配分)を受配し、生活訓練に用いる手洗い及びパントリーを設置する給排水工事を行いました。このことにより、食事前の手洗いや食器の洗浄、洗濯など生活に必要な訓練を行うことが出来るようになりました。また、洗濯機を株式会社アクト電気様より御寄付頂きました。誠にありがとうございます。どちらも大切に使用させていただきます。



## 「キッチンハウスみやま」、就労継続支援A型をスタート！

8月1日より、「キッチンハウスみやま」は、就労継続支援A型(定員10名)、就労継続支援B型(定員10名)の多機能型福祉サービス事業所となりました。

以前、「麦のゆめ」が使っていた厨房棟を新たに就労継続支援A型の作業棟として使用し、主に宅配用のうどん弁当や総菜等を作り、就労継続支援B型で販売している宅配弁当と一緒に販売を始めました。

現在、3名の方が雇用契約を結び、時給810円で働き始めました。就労継続支援A型の利用者さんは当法人では、ワーカーさんと呼び、雇用保険にも加入し、群馬県の最低賃金を保障されます。

ワーカーさん達の中には、7月まで就労継続支援B型に所属していた方もいますが、顔つきや仕事に取組む態度など、就労継続支援A型に移ることで変わったと職員からも声が聞かれています。また、9月には初めて、ワーカーさんに工賃ではなく、お給料を支払いました。きっと、とっても励みになったと思います。そして、このことは、法人全体にとっても良い刺激になると思います。

今後は、配達車の運転できるワーカーさんを募集し、就労継続支援B型から弁当配達業務を委託する予定です。これからの「キッチンハウスみやま」の就労継続支援A型に期待して下さい。

## 就労継続支援A型の最低定員を6名に、そして、更には・・・

今回、「キッチンハウスみやま」が多機能型として、就労継続支援A型を始めるに当たり課題となったのは、定員の問題です。今の制度では、多機能型にする場合、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援が定員6人以上なのに対し、就労継続支援A型、就労継続支援B型は10名以上となっています。

授産事業の収益から、最賃を保障し利用者を雇用する際にそのハードルの高さが6人と10人とでは大きく影響してきます。しかし、当法人では利用者の経済的自立を支援する事業として就労継続支援A型はどうしても実施すべきサービスと考え、チャレンジを決断しました。

しかし、昨今、多くの企業が福祉サービスに参入してきており、その一部に障がい者の大量解雇など報酬収益を目的とした悪しき就労継続支援A型と呼ばれる存在があり大きな社会問題となっています。そうした中、工賃向上を努力している就労継続支援B型の中で、就労継続支援A型の定員が6名なら多機能型で取り組める事業所は多いと思います。就労移行支援B型が6名の就労継続支援A型を取組むことで最賃保障を受け働ける障がい者の方は急増し、経済的自立も可能となってきます。

また、多くの就労継続支援B型が多機能型で就労継続支援A型に取組むことは、就労継続支援B型の工賃向上にも繋がります。多くの企業が福祉サービスに参入するようになり、就労継続支援B型の利用者が高い賃金を求めて就労継続支援A型に移るようになりました。このことは障がい者の方々にとって、選択肢が拡がり良いことなのですが、就労継続支援B型にとっては時間を掛けて熟練化した利用者が抜けることで生産性が落ちることになり、安定した授産事業の継続が難しくなりました。国は、工賃を上げるため授産事業の収益を上げろというけれども、現場では大きな矛盾が生まれています。しかし、就労継続支援B型で熟練した利用者をそのまま就労継続支援A型の利用者として継続して雇用することができたら、更に収益性を追求でき、結果、就労継続支援B型の利用者の工賃も上げることが出来るのです。

そして、最終的には、就労継続支援B型に於いては、今の月額平均工賃による7段階にも分けた基本報酬ではなく、以前のように基本単価は一律にし、一定の工賃水準を超えたら加算、そして、力のある利用者を雇用した場合、その人数に応じて加算を付けるような報酬体系にすることを望みます。

これから、当法人は国を始め行政に対し、就労継続支援A型の定員を10人から他の福祉サービスと同様に6人に緩和、更に、雇用人数に応じた報酬改定など、現場の状況に合わせた報酬制度の見直しについて、あらゆる機会、また、きょうされんなど様々な団体等を通じて声をあげて行きたいと思っております。

是非、多くの方々の賛同を頂き、運動に変えて行きたいと思っておりますので、宜しく御願い致します。